

令和元年度 国民健康保険税の改定について

保険税の軽減対象世帯（5割・2割軽減）が拡大されます。



低所得世帯に対する保険税の軽減制度（7割・5割・2割軽減）について、5割・2割軽減の所得基準額を引き上げることにより、軽減対象世帯を拡大します。

※ 軽減制度は、保険税のうち、均等割（人数割）、平等割（世帯割）を軽減します。

● 5割軽減の拡大

（平成30年度） 基準額 33万円 + (27.5万円 × 被保険者数)
（令和元年度） 基準額 33万円 + (28.0万円 × 被保険者数)

● 2割軽減の拡大

（平成30年度） 基準額 33万円 + (50.0万円 × 被保険者数)
（令和元年度） 基準額 33万円 + (51.0万円 × 被保険者数)

例えば、3人世帯で、収入が1人の給与収入だけの場合、軽減対象となる収入の上限額は次のようになります。

軽減区分	給与収入額 【平成30年度】
5割軽減	980,000円～1,907,999円
2割軽減	1,908,000円～2,871,999円



軽減区分	給与収入額 【令和元年度から】
5割軽減	980,000円～1,931,999円
2割軽減	1,932,000円～2,915,999円



保険税の課税限度額が93万円から96万円に引き上げられます。

課税限度（上限）額について、医療分が引き上げられることから、保険税の課税限度額の合計は、96万円となります。（40歳から64歳までの介護分対象の方を含む世帯の場合）

区 分	課 税 限 度 額		増 額
	平成30年度	令和元年度から	
医 療 分	58万円	61万円	+3万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円	変更無し
介 護 分	16万円	16万円	変更無し
合 計	93万円	96万円	+3万円